

佐賀県規則第61号

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（平成26年佐賀県規則第90号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（委託による統計の作成等に係る手続等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 委託申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>（1）委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定する住民基本台帳カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>3 略</p>	<p>（委託による統計の作成等に係る手続等）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 委託申出者は、前項の申出をするときは、知事等に対し、次に掲げる書類を提示し、又は提出するものとする。</p> <p>（1）委託申出書及びこれに添付すべき資料（以下「委託申出書等」という。）に記載されている委託申出者（委託申出者が法人等であるときは、その代表者又は管理人）及び委託申出者の代理人の氏名、生年月日及び住所と同一の氏名、生年月日及び住所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード</u>、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書で申出の日において有効なものその他これらの者が本人であることを確認するに足りる書類</p> <p>（2）・（3） 略</p> <p>3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の佐賀県統計データ利活用推進条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項第1号（改正後の規則第12条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カードは、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。